



美濃加茂市議会
第1回定例会議案

平成29年2月28日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 2 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号））	1
承第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）	2 3
議第 1 号	美濃加茂市職員団体の登録に関する条例について	2 5
議第 2 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	2 7
議第 3 号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	2 9
議第 4 号	美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	3 4
議第 5 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3 6
議第 6 号	美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について	3 8
議第 7 号	美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例について	5 9
議第 8 号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等の一部を改正する条例について	6 1
議第 9 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	6 8
議第 1 0 号	平成 2 8 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 8 号）	7 6
議第 1 1 号	平成 2 8 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）	1 0 4
議第 1 2 号	平成 2 8 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）	1 1 4
議第 1 3 号	平成 2 8 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）	1 2 4

議第 1 4 号	平成 2 9 年度美濃加茂市一般会計予算	1 3 4
議第 1 5 号	平成 2 9 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	1 3 5
議第 1 6 号	平成 2 9 年度美濃加茂市介護保険会計予算	1 3 6
議第 1 7 号	平成 2 9 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	1 3 7
議第 1 8 号	平成 2 9 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定 審査会会計予算	1 3 8
議第 1 9 号	平成 2 9 年度美濃加茂市古井財産区会計予算	1 3 9
議第 2 0 号	平成 2 9 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	1 4 0
議第 2 1 号	平成 2 9 年度美濃加茂市水道事業会計予算	1 4 1
議第 2 2 号	平成 2 9 年度美濃加茂市下水道事業会計予算	1 4 3
議第 2 3 号	市道路線の廃止について	1 4 5
議第 2 4 号	市道路線の認定について	1 5 3
議第 2 5 号	可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について	1 6 1
議第 2 6 号	可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議 について	1 6 2
議第 2 7 号	可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協 議について	1 6 3
議第 2 8 号	電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について	1 6 5
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 6 8

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年12月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算（第7号）

平成28年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,771,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		800,139	4,010	804,149
	1 寄附金	800,139	4,010	804,149
19 繰越金		1,761,193	23,907	1,785,100
	1 繰越金	1,761,193	23,907	1,785,100
歳入合計		21,743,105	27,917	21,771,022

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		167,012	757	167,769
	1 議会費	167,012	757	167,769
2 総務費		3,910,631	23,959	3,934,590
	1 総務管理費	3,419,458	1,010	3,420,468
	4 選挙費	40,569	22,949	63,518
3 民生費		6,994,520	3,201	6,997,721
	1 社会福祉費	3,722,322	3,201	3,725,523
歳 出 合 計		21,743,105	27,917	21,771,022

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 寄附金	800,139	4,010	804,149
19 繰越金	1,761,193	23,907	1,785,100
歳入合計	21,743,105	27,917	21,771,022

2 歳 入

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	800,139	4,010	804,149
	1	寄 附 金	800,139	4,010	804,149
		2 総務費寄附金	1	1,000	1,001
		3 民生費寄附金	1	3,010	3,011

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 寄附金	1,000	1 総務管理費寄附金
2 社会福祉費 寄附金	3,010	1 社会福祉費寄附金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	1,761,193	23,907	1,785,100
	1	繰越金	1,761,193	23,907	1,785,100
		1 繰越金	1,761,193	23,907	1,785,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	23,907	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	1	議会費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		議会費	167,012	757	167,769		757
	1	議会費	167,012	757	167,769		757
	1	議会費	167,012	757	167,769		757

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	757	議員報酬	議員費 757

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	6	4	5	6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
										特定財源	一般財源
						総務費	3,910,631	23,959	3,934,590	1,000	22,959
	1					総務管理費	3,419,458	1,010	3,420,468	1,000	10
		6				企画費	1,094,389	1,010	1,095,399	寄附金 1,000	10
			4			選挙費	40,569	22,949	63,518		22,949
				5		市長選挙費	0	10,367	10,367		10,367
		6				市議会議員 補欠選挙費	0	12,582	12,582		12,582

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
15 工事請負費	1,010	あい愛バス停留所等整備	バス路線対策事業 1,010
1 報酬	230	投票管理者等報酬	市長選挙費 6,715 人件費 3,035 嘱託職員給 617
3 職員手当等	3,035	時間外勤務手当	
7 賃金	617	臨時職員賃金	
11 需用費	1,285	消耗品費 1,060 燃料費 25 印刷製本費 200	
12 役務費	1,541	郵便料 1,423 期日前投票所データ通信料 8 選挙用機器点検料 105 筆耕料 5	
13 委託料	2,033	選挙関係業務	
14 使用料及び賃借料	284	車両借上料 75 期日前投票所資材等借上料 53 パソコン及び周辺機器使用料 146 コピー機使用料 10	
18 備品購入費	155	投票所用土足シート 75 投票記載台 80	
19 負担金、補助及び交付金	1,187	選挙公営費	
1 報酬	247	投票管理者等報酬	市議会議員補欠選挙費 8,805 人件費 3,160 嘱託職員給 617
3 職員手当等	3,160	時間外勤務手当	
7 賃金	617	臨時職員賃金	
11 需用費	1,385	消耗品費 1,060 燃料費 25 印刷製本費 300	
12 役務費	1,541	郵便料 1,423 期日前投票所データ通信料 8 選挙用機器点検料 105 筆耕料 5	

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
13 委 託 料	2,225	選挙関係業務	
14 使用料及び 賃借料	284	車両借上料 75 期日前投票所資材等借上料 53 パソコン及び周辺機器借上料 146 コピー機使用料 10	
18 備品購入費	155	投票所用土足シート 75 投票記載台 80	
19 負担金、補 助及び交付 金	2,968	選挙公営費	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	6,994,520	3,201	6,997,721	3,010	191
	1	社会福祉費	3,722,322	3,201	3,725,523	3,010	191
	1	社会福祉総務費	682,799	191	682,990	寄附金 100	91
	4	障がい者福祉費	32,484	3,010	35,494	寄附金 2,910	100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 備品購入費	191	介助用ベッド等	市民福祉事務費 191
18 備品購入費	2,995	ひまわりの家利用者送迎用車両	障がい者支援事務費 3,010
27 公 課 費	15	自動車重量税	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考	
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長等	2		19,140	8,231 (4.3)			5,742	33,113	4,316	37,429	
	議員	16	95,513						95,513	26,763	122,276	
	その他の 特別職	1,368	47,604						47,604		47,604	
	計	1,386	143,117	19,140	8,231			5,742	176,230	31,079	207,309	
補正前	長等	2		19,140	8,231 (4.3)			5,742	33,113	4,316	37,429	
	議員	15	94,756						94,756	26,763	121,519	
	その他の 特別職	1,246	47,127						47,127		47,127	
	計	1,263	141,883	19,140	8,231			5,742	174,996	31,079	206,075	
比較	長等											
	議員	1	757						757		757	
	その他の 特別職	122	477						477		477	
	計	123	1,234						1,234		1,234	

給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	310 (5)		1,115,539	808,640	1,924,179	398,356	2,322,535	
補正前	310 (5)		1,115,539	802,445	1,917,984	398,356	2,316,340	
比較	(0)			6,195	6,195		6,195	

()内は短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)	災害派 遣手当 (千円)
	補正後	29,224	34,531	10,179	14,456	30	78,168	29,053	259,437	172,678	1,034	179,178	672	
	補正前	29,224	34,531	10,179	14,456	30	71,973	29,053	259,437	172,678	1,034	179,178	672	
	比較						6,195							

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
職員手当	6,195	その他の 増減分	6,195 時間外手当	6,195

承第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成29年1月24日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
固定資産評価審査委員会委員	(略)			固定資産評価審査委員会委員	(略)		
審理員	行政不服審査法（平成26年法律第	時間額 1					
	0,000円						

	68号)				
スポーツ推 進委員	(略)			スポーツ推 進委員	(略)
(略)				(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 号

美濃加茂市職員団体の登録に関する条例について

美濃加茂市職員団体の登録に関する条例を下記のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員団体の登録に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 53 条第 1 項、第 5 項、第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請)

第 2 条 職員団体が可茂広域公平委員会（以下「公平委員会」という。）に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副 2 通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。

- (1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員でない者にあつては、その職業）
- (2) 全ての事務所の所在地
- (3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称

2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第 53 条第 3 項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類
- (2) 法第 53 条第 4 項の規定に従って組織されていることを証明する書類

(登録の通知)

第 3 条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から 30 日以内に登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならない。

(規約等の変更又は解散の届出)

第 4 条 登録を受けた職員団体は、その規約若しくは第 2 条第 1 項に規定する申請書の記載事項に変更があつたとき、又は解散したときは、その事由を生じた日か

- ら10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- 2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて、正副2通の届出書を提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定による届出が規約の変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為に係るときは、それらの行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類を添付しなければならない。
 - 4 前条の規定は、規約又は第2条第1項に規定する申請書の記載事項の変更の届出の場合に準用する。

(登録の効力停止及び取消しの通知)

第5条 公平委員会は、法第53条第6項の規定により職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消すときは、その旨を記載した書面をもって当該職員団体に通知しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は、可茂広域公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 2 号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成 23 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 1 条—第 4 条関係）					別表（第 1 条—第 4 条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
美濃加茂市行政改革市民会議	(略)	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市行政改革市民会議	(略)	(略)	(略)	(略)
美濃加茂市指定管理者評価委員会	指定管理者の評価及び指定管理者制度の運用等に関すること。	学識経験を有する者	5 人以上	3 年	美濃加茂市指定管理者評価委員会	指定管理者の評価に関すること。	学識経験を有する者	3 人	3 年
美濃加	(略)	(略)	(略)	(略)	美濃加	(略)	(略)	(略)	(略)

茂市特 別職報 酬等審 議会		茂市特 別職報 酬等審 議会	
(略)		(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（平成4年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) (略)</p>

育里親である職員(児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) (略)

(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例

(2) (略)

(3) (略)

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(5) (略)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例

で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当

で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に規定する事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと

該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、市の規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(部分休業の承認)

第19条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) (略)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、市の規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1箇月前までに行うものとする。

(部分休業の承認)

第19条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第4号

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年美濃加茂市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(公平委員会の報告)</u></p> <p><u>第4条 可茂広域公平委員会は、毎年7月末までに市長に対し、次に掲げる前年度の業務の状況を報告しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</u> <u>(2) 不利益処分に関する審査請求の状況</u></p> <p>(公表の時期)</p>	
<p>第5条 市長は、<u>第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年8月末までに、第2条の規定による報告の概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。</u></p> <p>(公表の方法)</p>	<p>第4条 市長は、<u>第2条の規定による報告を受けたときは、毎年8月末までに、同条の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。</u></p> <p>(公表の方法)</p>
<p>第6条 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(委任)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年美濃加茂市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 5 条関係）				別表（第 2 条、第 5 条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
子ども会育成指導委員	(略)			子ども会育成指導委員	(略)		
保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・ 歯科医師 看護師・ 歯科 衛生士	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 66 号）	(略)	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費 時間額 2,700 円	保健衛生事業に伴う医師等 就学時健診 医師・ 歯科医師 看護師・ 歯科 衛生士	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 66 号）	(略)	美濃加茂市職員の旅費に関する条例に規定する一般職の職員の旅費 時間額 2,600 円

校医手 当（医 師・歯科 医師）		に相当 する額	校医手 当（医 師・歯科 医師）		に相当 する額
300 人以下の 小中学校	年額 <u>15</u> 8,000円		300 人以下の 小中学校	年額 <u>15</u> 7,000円	
301 人以上5 00人以 下の小中 学校	(略)		301 人以上5 00人以 下の小中 学校	(略)	
501 人以上の 小中学校	(略)		501 人以上の 小中学校	(略)	
校医手当 (薬剤師)	(略)		校医手当 (薬剤師)	(略)	
校医手当 (眼科医)	(略)		校医手当 (眼科医)	(略)	
環境美化推 進員	(略)		環境美化推 進員	(略)	
(略)			(略)		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第6号

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成29年2月28日

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市税条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市税条例(昭和29年美濃加茂市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(市民税の申告) 第28条の2 第16条第1項第1号の者は、 3月15日までに、施行規則第5号の4様式 (別表)による申告書を市長に提出しなければ ならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定によつて給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務が ある者から1月1日現在において給与又は公 的年金等の支払を受けている者で、前年中に おいて給与所得以外の所得又は公的年金等に 係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公 的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ た者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額若しくは法第314条の2第5項に規定 する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第	(市民税の申告) 第28条の2 第16条第1項第1号の者は、 3月15日までに、施行規則第5号の4様式 (別表)による申告書を市長に提出しなければ ならない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定によつて給与支払報告書 又は公的年金等支払報告書を提出する義務が ある者から1月1日現在において給与又は公 的年金等の支払を受けている者で、前年中に おいて給与所得以外の所得又は公的年金等に 係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公 的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつ た者で社会保険料控除額(令第48条の9の 7に規定するものを除く。)、小規模企業共 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保 険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控 除額若しくは法第314条の2第5項に規定 する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑 損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第

<p>313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは<u>第26条の8第1項</u>（同項第2号に掲げる寄附金（<u>特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人</u>に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>	<p>313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは<u>第26条の8</u>の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第17条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>
<p>2～7 （略）</p>	<p>2～7 （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第3条の3の2 平成22年度から<u>平成43年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第3条の3の2 平成22年度から<u>平成41年</u>度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成31年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条の4及び第26条の7の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2・3 （略）</p>	<p>2・3 （省略）</p>
<p>（軽自動車税の税率の特例）</p>	<p>（軽自動車税の税率の特例）</p>
<p>第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規</p>	<p>第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規</p>

定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左

定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左

に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条	3,900円	2,000円
第2号イ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条	3,900円	3,000円
第2号イ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第2条 美濃加茂市税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とす</p>

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第34条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の6第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第34条の7、第48条、第65条の6第1項、第67条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第126条第1項又は第138条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第65条の6第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額

る。

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第32条の4、第32条の4の2若しくは第32条の4の5（第34条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の5の4第1項（第32条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第32条の6第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第34条の7、第48条、第67条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第126条第1項又は第138条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経

に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

- (3) 第65条の6第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6)略

(法人税割の税率)

第26条の5 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第64条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

過する日までの期間

- (3) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6)略

(法人税割の税率)

第26条の5 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第64条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて、軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第64条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業に用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第65条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

(軽自動車税の課税免除)

第65条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

第65条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業に用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第65条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第65条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第65条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第65条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める時又は日までに、施行規則第3号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第65条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第65条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(軽自動車税の税率)

第66条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(a) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(b) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

ロ 小型特殊自動車

(イ) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第67条 種別割の賦課期日は4月1日とする。

2 種別割の納期は5月10日から同月31日までとする。

3 (略)

(種別割の徴収の方法)

第67条の2 種別割は普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第69条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければなら

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

ロ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第67条 軽自動車税の賦課期日は4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は5月10日から同月31日までとする。

3 (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第67条の2 軽自動車税は普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第69条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければなら

ばならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第65条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第70条 軽自動車等の所有者等又は第65条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき

い。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては、施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第64条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(軽自動車税にかかる不申告等に関する過料)

第70条 軽自動車等の所有者等又は第64条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき

事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2及び3 (略)

(種別割の減免)

第71条 市長は公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)

事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2及び3 (略)

(軽自動車税の減免)

第71条 市長は公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)

のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの（1台に限る。）

(2) (略)

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、県から交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第73条 (略)

2 法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第71条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第73条 (略)

2 法第443条若しくは第64条の2又は第64条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、規則で定める様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第64条の2又は第64条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付

を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(特別土地保有税の課税の停止)

第12条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第12条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第12条の3 市長は、当分の間、第65条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第12条の4 第65条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第12条の5 市は、県が軽自動車税の環境

を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(特別土地保有税の課税の停止)

第12条 (略)

性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第12条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(イ)	3,900円	4,600円
第2号イ(ウ)	6,900円	8,200円
(a)	10,800円	12,900円
第2号イ(ウ)	3,800円	4,500円

(軽自動車税の税率の特例)

第13条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

(b)	5,000円	6,000円
-----	--------	--------

	5,000円	6,000円
--	--------	--------

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成26年美濃加茂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る美濃加茂市税条例第66条及び附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第66条及び改正後の条例附則第13条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第66条第2号イ(イ)	3,900円	3,100円	改正後の条例第66条第2号イ	3,900円	3,100円
第66条第2号イ	6,900円	5,500円	第66条第2号イ	6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円

号イ(ウ)(a)	10,800円	7,200円		3,800円	3,000円
第66条第2	3,800円	3,000円		5,000円	4,000円
号イ(ウ)(b)	5,000円	4,000円			
附則第13条 第1項	第66条	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例(平成26年美濃加茂市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条	改正後の条例 附則第13条 第1項の表以外の部分	第66条	美濃加茂市税条例の一部を改正する条例(平成26年美濃加茂市条例第21号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条
附則第13条 第1項の表第 2号イ(イ)の 項	第2号イ(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号イ(イ)	改正後の条例 附則第13条 第1項の表第 66条第2号 イの項	第66条第2 号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号イ
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第13条 第1項の表第 2号イ(ウ)(a) の項	第2号イ(ウ) (a)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号イ(ウ)(a)		6,900円	5,500円
	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円
	10,800円	7,200円		3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円
附則第13条 第1項の表第 2号イ(ウ)(b)	第2号イ(ウ) (b)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読			

の項		み替えて適用される第66条第2号イ(ウ)(b)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条 美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（平成27年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 1～6（略） 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場 合においては、同項から前項までに規定するも ののほか、美濃加茂市税条例第12条、第80 条第4項及び第5項、第82条の2並びに第8 3条の規定を適用する。この場合において、次 の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。			附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 1～6（略） 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場 合においては、同項から前項までに規定するも ののほか、美濃加茂市税条例第12条、第80 条第4項及び第5項、第82条の2並びに第8 3条の規定を適用する。この場合において、次 の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。		
(略)			(略)		
第12条 第3号	第65条の6第 1項の申告書、第 80条第1項若 しくは第2項の 申告書又は第1 26条第1項の 申告書でその提 出期限	平成27年改正条 例附則第4条第6 項の納期限	第12条 第3号	第80条第1項 若しくは第2項 の申告書又は第 126条第1項 の申告書でその 提出期限	平成27年改正 条例附則第4条 第6項の納期限
(略)			(略)		

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中美濃加茂市税条例の第28条の2ただし書の改正規定 特定非営利

活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日

(2) 第1条中美濃加茂市税条例附則第13条の改正規定 平成29年4月1日

(3) 第2条から第4条の規定による美濃加茂市税条例の改正規定 平成31年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「改正後の条例」という。）第26条の5の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 改正後の条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分及び第3条の規定による改正後の美濃加茂市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第 7 号

美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市立図書館設置条例の一部を改正する条例

美濃加茂市立図書館設置条例（昭和 54 年美濃加茂市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(設置)		(設置)	
第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、美濃加茂市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。		第 1 条 <u>この条例は</u> 、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 10 条の規定に基づき、 <u>市に</u> 美濃加茂市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。		第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
美濃加茂市中 央図書館	美濃加茂市太田町 1921 番地 1	美濃加茂市中 央図書館	美濃加茂市太田町 1921 番地 1
美濃加茂市東 図書館	美濃加茂市本郷町九丁目 2 番 2 2 号	美濃加茂市東 図書館	美濃加茂市本郷町九丁目 765 番地 2
2 (略)		2 (略)	
(開館時間及び休館日)		(開館時間及び休館日)	
第 5 条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館する		第 5 条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館する	

ことができる。

名称	開館時間	休館日
美濃加茂市中央図書館	(略)	
美濃加茂市東図書館	許可施設 午前10時から午後8時まで。 以外 ただし、土曜日、日曜日及び休日 は、午前10時から午後5時15分までとする。	金曜日（休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日であつて、年末年始及び館内整理日を除く日）、年末年始、館内整理日及び特別整理期間
美濃加茂市立図書館北部分室	(略)	
	許可施設 午前8時30分から午後10時までとする。	

(図書館協議会)

第16条 (略)

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他図書館の運営に資すると認める者の中から、市長が委嘱する。

3～5 (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

ことができる。

名称	開館時間	休館日
美濃加茂市中央図書館	(略)	
美濃加茂市東図書館	許可施設 午前10時から午後6時まで。 以外 ただし、土曜日、日曜日及び休日 は、午前10時から午後5時15分までとする。	金曜日（休日に当たるときは、その日に最も近い休日でない日であつて、年末年始及び館内整理日を除く日）、年末年始、館内整理日及び特別整理期間
美濃加茂市立図書館北部分室	(略)	
	許可施設 午前8時30分から午後10時までとする。	

(図書館協議会)

第16条 (略)

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行なう者並びに学識経験のある者その他図書館の運営に資すると認める者の中から、市長が委嘱する。

3～5 (略)

議第 8 号

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 24 年美濃加茂市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(事業の実施等)		(事業の実施等)	
第 2 条 事業は、次に掲げる美濃加茂市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）において実施するものとする。		第 2 条 事業は、次に掲げる美濃加茂市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）において実施するものとする。	
名称	位置	名称	位置
太田小学校区放課後児童クラブ	(略)	太田小学校区放課後児童クラブ	(略)
古井小学校区第 1 放課後児童クラブ	(略)	古井小学校区放課後児童クラブ	(略)
古井小学校区第 2 放課後児童クラブ	美濃加茂市本郷町二丁目 6 番 7 4 号		
山之上小学校区放課後児童クラブ	(略)	山之上小学校区放課後児童クラブ	(略)
(略)		(略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	

(保育料)

第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の表に定める額（以下「保育料」という。）を保護者から徴収する。

(略)

2・3 (略)

第12条 (略)

(督促及び遅延損害金)

第12条の2 保育料を第11条第2項に規定する納期限（以下「納期限」という。）までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 保護者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

5 前項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が

(保育料)

第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の表に定める額（以下「保育料」という。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき保護者から徴収する。

(略)

2・3 (略)

第12条 (略)

1, 000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、保護者が納期限までに保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

附 則

1～3 (略)

(遅延損害金の割合等の特例)

4 当分の間、第12条の2第2項に規定する遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

1～3 (略)

(美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市乳幼児一時預かり事業の実施に関する条例(平成27年美濃加茂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(事業の休業日)	(事業の休業日)

第6条 一時預かりを行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。
ただし、市長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(督促及び遅延損害金)

第16条 (略)

2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 遅延損害金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

5 前項の遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

第6条 一時預かりを行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。
ただし、市長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(督促及び延滞金の徴収)

第16条 (略)

2 前項の規定により督促状を發したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。

3 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 前項に規定する年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 延滞金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる納付すべき金額に1,000円未満の端数があるとき又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 前項の延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、利用者が納期限までに一時預かり保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(遅延損害金の割合等の特例)

3 当分の間、第16条第2項に規定する遅延損害金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

7 市長は、利用者が納期限までに一時預かり保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の督促手数料及び第3項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第16条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市病児保育事業の実施に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(休業日) 第6条 事業を実施しない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。た	(休業日) 第6条 事業を実施しない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。た

だし、市長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(督促及び遅延損害金)

第14条 (略)

2 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金額を加算して納付しなければならない。

3 (略)

4 第2項の遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

5 市長は、利用者が納期限までに利用料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(遅延損害金の割合等の特例)

3 当分の間、第14条第2項に規定する遅延損害金の年14.6パーセントの割合及

だし、市長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (前号に掲げる日を除く。)

(督促及び延滞金の徴収)

第14条 (略)

2 前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。

3 利用者は、納期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

6 市長は、利用者が納期限までに利用料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の督促手数料及び第3項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

3 当分の間、第14条第3項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年

<p>び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 9 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 28 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市国民健康保険条例 (平成 12 年美濃加茂市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定) 第 13 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡	(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定) 第 13 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額 (同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡

所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総

所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第3

2 (略)

(保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第3

<p>5条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u></p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>5条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
--	--

第2条 美濃加茂市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場

所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

（保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従

合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

（保険料の減額）

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従

者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額））、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金

者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

<p>額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第10号

平成28年度美濃加茂市一般会計補正予算（第8号）

平成28年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,093,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,569,461	41,425	2,610,886
	1 国庫負担金	1,773,776	9,400	1,783,176
	2 国庫補助金	782,555	32,025	814,580
15 県支出金		1,270,779	5,091	1,275,870
	1 県負担金	753,312	4,700	758,012
	2 県補助金	372,926	391	373,317
16 財産収入		57,109	17,538	74,647
	1 財産運用収入	46,589	17,538	64,127
17 寄附金		804,149	200,030	1,004,179
	1 寄附金	804,149	200,030	1,004,179
19 繰越金		1,785,100	28,709	1,813,809
	1 繰越金	1,785,100	28,709	1,813,809
21 市債		1,574,900	29,400	1,604,300
	1 市債	1,574,900	29,400	1,604,300
歳入合計		21,771,022	322,193	22,093,215

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,934,590	293,324	4,227,914
	1 総務管理費	3,420,468	293,324	3,713,792
3 民生費		6,997,721	28,838	7,026,559
	1 社会福祉費	3,725,523	21,420	3,746,943
	2 児童福祉費	2,936,766	30	2,936,796
	3 生活保護費	335,232	7,388	342,620
5 農林業費		617,265	31	617,296
	1 農業費	432,677	31	432,708
歳 出 合 計		21,771,022	322,193	22,093,215

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	旧伊深村役場庁舎改修事業	千円 67,710

第3表

地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧伊深村役場庁舎改修事業	千円 29,400	証書借入	年1.8%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,569,461	41,425	2,610,886
	1	国庫負担金	1,773,776	9,400	1,783,176
	1	民生費国庫負担金	1,771,648	9,400	1,781,048
	2	国庫補助金	782,555	32,025	814,580
	1	総務費国庫補助金	26,671	32,025	58,696

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	9,400	1 介護給付費負担金
2 総務管理費補助金	32,025	1 地方創生拠点整備交付金（旧伊深村役場庁舎改修事業）

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,270,779	5,091	1,275,870
	1	県負担金	753,312	4,700	758,012
	1	民生費県負担金	711,453	4,700	716,153
	2	県補助金	372,926	391	373,317
	2	民生費県補助金	255,049	391	255,440

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	4,700	1 介護給付費負担金
2 福祉医療費補助金	391	1 福祉医療費助成事業運営費

(款) 16 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
16		財産収入	57,109	17,538	74,647
	1	財産運用収入	46,589	17,538	64,127
	2	利子及び配当金	33	16	49
	3	基金運用収入	16,220	17,522	33,742

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	16	1 土地開発基金利子	
1 基金利子	17,522	1 財政調整基金利子	12,408
		2 減債基金利子	1,663
		3 国際交流基金利子	75
		4 福祉基金利子	1,254
		5 ふるさと水基金利子	31
		6 庁舎建設基金利子	1,389
		7 ふるさと納税基金利子	702

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
17		寄 附 金	804,149	200,030	1,004,179
	1	寄 附 金	804,149	200,030	1,004,179
	1	一般寄附金	800,000	200,000	1,000,000
	3	民生費寄附金	3,011	30	3,041

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般寄附金	200,000	1 一般寄附金
1 児童福祉費寄附金	30	1 児童福祉費寄附金

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	1,785,100	28,709	1,813,809
	1	繰越金	1,785,100	28,709	1,813,809
		1 繰越金	1,785,100	28,709	1,813,809

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	28,709	1 前年度繰越金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		市 債	1,574,900	29,400	1,604,300
	1	市 債	1,574,900	29,400	1,604,300
		5 総務債	0	29,400	29,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理債	29,400	1 地方創生拠点整備交付金事業（旧伊深村役場庁舎改修事業）

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	3,934,590	293,324	4,227,914	277,678	15,646
	1	総務管理費	3,420,468	293,324	3,713,792	277,678	15,646
	3	財政管理費	967,605	14,071	981,676	財産収入 14,071	
	5	財産管理費	320,998	1,405	322,403	財産収入 1,405	
	6	企画費	1,095,399	210,063	1,305,462	財産収入 702 寄附金 200,000	9,361
	7	市民まちづくり推進費	53,302	67,785	121,087	国庫支出金 32,025 市債 29,400 財産収入 75	6,285

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	14,071	財政調整基金積立金 12,408 減債基金積立金 1,663	財政管理事業 14,071
25 積立金	1,389	庁舎建設基金積立金	財産管理事務費 1,405
28 繰出金	16	土地開発基金繰出金	
8 報償費	100,000	ふるさと納税返礼品	ふるさと納税推進事業 200,702 長良川鉄道経営安定支援事業 9,361
11 需用費	350	消耗品費 211 印刷製本費 139	
12 役務費	22,650	郵便料 1,050 ふるさと納税代理納付システム利用料 21,600	
19 負担金、補助及び交付金	9,361	長良川鉄道経営安定対策補助金	
25 積立金	77,702	ふるさと納税基金積立金	
8 報償費	50	講座講師謝礼	旧伊深村役場庁舎改修事業 67,710 国際交流事業 75
11 需用費	860	消耗品費 650 印刷製本費 200 光熱水費 10	
13 委託料	11,600	記録用撮影・DVD作成 500 旧伊深村役場庁舎改修設計 6,500 旧伊深村役場庁舎改修設計監理 4,600	
15 工事請負費	51,100	旧伊深村役場庁舎改修 48,600 議会棟・便所解体 2,500	
18 備品購入費	4,100	机・椅子等	
25 積立金	75	国際交流基金積立金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	6,997,721	28,838	7,026,559	15,775	13,063
	1	社会福祉費	3,725,523	21,420	3,746,943	15,745	5,675
	1	社会福祉総務費	682,990	1,254	684,244	財産収入 1,254	
	5	自立支援費	924,318	18,800	943,118	国庫支出金 9,400 県支出金 4,700	4,700
	6	福祉医療費	594,564	1,366	595,930	県支出金 391	975
	2	児童福祉費	2,936,766	30	2,936,796	30	
	4	保育園施設費	701,448	30	701,478	寄附金 30	
	3	生活保護費	335,232	7,388	342,620		7,388
	1	生活保護総務費	38,361	1,024	39,385		1,024
	3	生活困窮者自立支援費	21,084	6,364	27,448		6,364

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	1,254	福祉基金積立金	市民福祉事務費 1,254
20 扶助費	18,800	介護給付費	自立支援費介護給付事業 18,800
12 役務費	1,366	審査手数料	福祉医療審査事務委託事業 1,366
11 需用費	30	消耗品費	山之上保育園 30
23 償還金、利子及び割引料	1,024	国庫負担金返還金	生活保護事務費 1,024
23 償還金、利子及び割引料	6,364	国庫負担金返還金	生活困窮者自立支援事業 6,364

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	617,265	31	617,296	31	
	1	農業費	432,677	31	432,708	31	
		6	農地費	304,656	31	304,687	財産収入 31

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
25 積立金	31	ふるさと水基金積立金	農業用施設事業 31

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現 在高	前年度末現在 高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現 在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,719,471	6,506,358	898,600	791,486	6,613,472
(1) 総務	182,623	158,926	38,800	23,953	173,773
(2) 民生	136,612	96,557		31,833	64,724
(3) 衛生					
(4) 農林	506,536	425,283		67,326	357,957
(5) 商工	35,256	18,956		2,570	16,386
(6) 土木	3,447,486	3,102,189	306,200	460,814	2,947,575
(7) 消防	108,748	101,212	25,800	17,513	109,499
(8) 教育	2,302,210	2,603,235	527,800	187,477	2,943,558
2 災害復旧債					
(1) 補助災害					
(2) 単独災害					
3 その他	7,886,486	8,041,432	820,000	733,407	8,128,025
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	506,133	423,071		84,270	338,801
(3) 財源対策債等	667,205	528,815		124,985	403,830
(4) 臨時財政対策債	6,713,148	7,089,546	820,000	524,152	7,385,394
合 計	14,605,957	14,547,790	1,718,600	1,524,893	14,741,497

議第11号

平成28年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第2号）

平成28年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,604,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入		1,650	1,348	2,998
	1 財産運用収入	1,650	1,348	2,998
歳入合計		6,603,547	1,348	6,604,895

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 基金積立金		1,650	1,348	2,998
	1 基金積立金	1,650	1,348	2,998
歳 出 合 計		6,603,547	1,348	6,604,895

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
9 基金積立金	1,650	1,348	2,998
歳出合計	6,603,547	1,348	6,604,895

2 歳 入

(款) 8 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
8		財産収入	1,650	1,348	2,998
	1	財産運用収入	1,650	1,348	2,998
	2	基金運用収入	1,650	1,348	2,998

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	1,348	1 基金利子

3 歳 出

(款) 9 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
9		基金積立金	1,650	1,348	2,998	1,348	
	1	基金積立金	1,650	1,348	2,998	1,348	
		1	財政調整基金積立金	1,650	1,348	2,998	財産収入 1,348

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	1,348	財政調整基金積立金	財政調整基金積立事業 1,348

議第12号

平成28年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第3号）

平成28年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,883,014千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		950	1,025	1,975
	1 財産運用収入	950	1,025	1,975
歳入合計		3,881,989	1,025	3,883,014

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		59,608	1,025	60,633
	1 基金積立金	59,608	1,025	60,633
歳 出 合 計		3,881,989	1,025	3,883,014

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	59,608	1,025	60,633
歳出合計	3,881,989	1,025	3,883,014

2 歳 入

(款) 6 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		財産収入	950	1,025	1,975
	1	財産運用収入	950	1,025	1,975
		1 基金運用収入	950	1,025	1,975

(介護保険会計 (保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金利子	1,025	1 基金利子

3 歳 出

(款) 4 基金積立金
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
4		基金積立金	59,608	1,025	60,633	1,025	
	1	基金積立金	59,608	1,025	60,633	1,025	
		1 介護給付費 準備基金積 立金	59,608	1,025	60,633	財産収入 1,025	

(介護保険会計 (保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
25 積 立 金	1,025	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 1,025

議第13号

平成28年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算（第2号）

平成28年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,469千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ530,950千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		383,485	9,469	392,954
	1 後期高齢者医療保険料	383,485	9,469	392,954
歳入合計		521,481	9,469	530,950

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		498,916	9,469	508,385
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	498,916	9,469	508,385
歳 出	合 計	521,481	9,469	530,950

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	498,916	9,469	508,385
歳出合計	521,481	9,469	530,950

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料
 (項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	383,485	9,469	392,954
	1	後期高齢者医療保険料	383,485	9,469	392,954
	2	普通徴収保険料	127,256	9,469	136,725

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通徴収保険料現年度分	9,469	1 普通徴収保険料

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
2		後期高齢者 医療広域連 合納付金	498,916	9,469	508,385		9,469
	1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	498,916	9,469	508,385		9,469
		1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	498,916	9,469	508,385	

(後期高齢者医療会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	9,469	広域連合保険料等負担金	後期高齢者医療広域連合納付金 9,469

議第14号

平成29年度美濃加茂市一般会計予算

平成29年度美濃加茂市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,770,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

議第15号

平成29年度美濃加茂市国民健康保険会計予算

平成29年度美濃加茂市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,545,761千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第16号

平成29年度美濃加茂市介護保険会計予算

平成29年度美濃加茂市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定は3,885,756千円、介護サービス事業勘定は5,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算(保険事業勘定)」及び「第2表 歳入歳出予算(介護サービス事業勘定)」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

議第17号

平成29年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算

平成29年度美濃加茂市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ544,510千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第18号

平成29年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会
会計予算

平成29年度美濃加茂市の介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,867千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第19号

平成29年度美濃加茂市古井財産区会計予算

平成29年度美濃加茂市の古井財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第20号

平成29年度美濃加茂市山之上財産区会計予算

平成29年度美濃加茂市の山之上財産区会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第21号

平成29年度美濃加茂市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度美濃加茂市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	16,952戸
(2) 年間総配水量	6,646,000m ³
(3) 一日平均配水量	18,208m ³
(4) 主な建設改良事業	
配水設備拡張事業	82,293千円
配水設備改良事業	528,890千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	1,553,888	千円
第1項	営業収益	1,294,835	千円
第2項	営業外収益	259,053	千円
		支	出
第1款	水道事業費用	1,422,384	千円
第1項	営業費用	1,366,750	千円
第2項	営業外費用	50,634	千円
第3項	予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額557,191千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,710千円、減債積立金97,760千円及び過年度分損益勘定留保資金422,721千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	154,933	千円
第1項	工事負担金	22,000	千円
第2項	分担金	69,433	千円
第3項	補助金	63,500	千円
		支	出
第1款	資本的支出	712,124	千円
第1項	建設改良費	614,364	千円

第2項 企業債償還金

97,760千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

92,240千円

(たな卸資産購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

議第 2 2 号

平成 2 9 年度美濃加茂市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 2 9 年度美濃加茂市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	1 3, 1 5 0 戸
(2) 年間総排水量	4, 6 8 2, 7 3 0 m ³
(3) 一日平均排水量	1 2, 8 2 9 m ³
(4) 主な建設改良事業	
污水管渠整備事業費	9 9, 5 2 0 千円
雨水管渠整備事業費	7 9, 0 0 0 千円
雨水ポンプ場整備事業費	5 9, 0 5 5 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下水道事業収益	2, 3 3 8, 7 2 6 千円	
第 1 項 営業収益	8 8 5, 8 7 1 千円	
第 2 項 営業外収益	1, 4 5 2, 8 5 5 千円	
	支	出
第 1 款 下水道事業費用	2, 3 3 8, 7 2 6 千円	
第 1 項 営業費用	1, 9 0 8, 5 9 6 千円	
第 2 項 営業外費用	4 2 9, 1 2 0 千円	
第 3 項 特別損失	1 0 千円	
第 4 項 予備費	1, 0 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6 3 0, 6 4 9 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3, 8 6 3 千円、減債積立金 6 1, 9 3 5 千円、過年度分損益勘定留保資金 8 3, 8 0 3 千円、当年度分損益勘定留保資金 4 8 1, 0 4 8 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入	1, 0 8 2, 6 6 6 千円	
第 1 項 企業債	8 1 6, 7 0 0 千円	
第 2 項 負担金	2 1 0, 9 9 6 千円	

第3項 分担金 970千円
 第4項 補助金 54,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,713,315千円
 第1項 建設改良費 267,215千円
 第2項 企業債償還金 1,446,100千円
 (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還の方法
建設改良	116,700	証書借入	年1.8% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先との協定による。ただし、企業財政の都合により繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化	700,000			
計	816,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出 第1項 営業費用 第2項 営業外費用 第3項 特別損失
 (2) 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業債償還金
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 54,440千円
 (他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、70,747千円である。
 (たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,600千円と定める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

議第 23 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

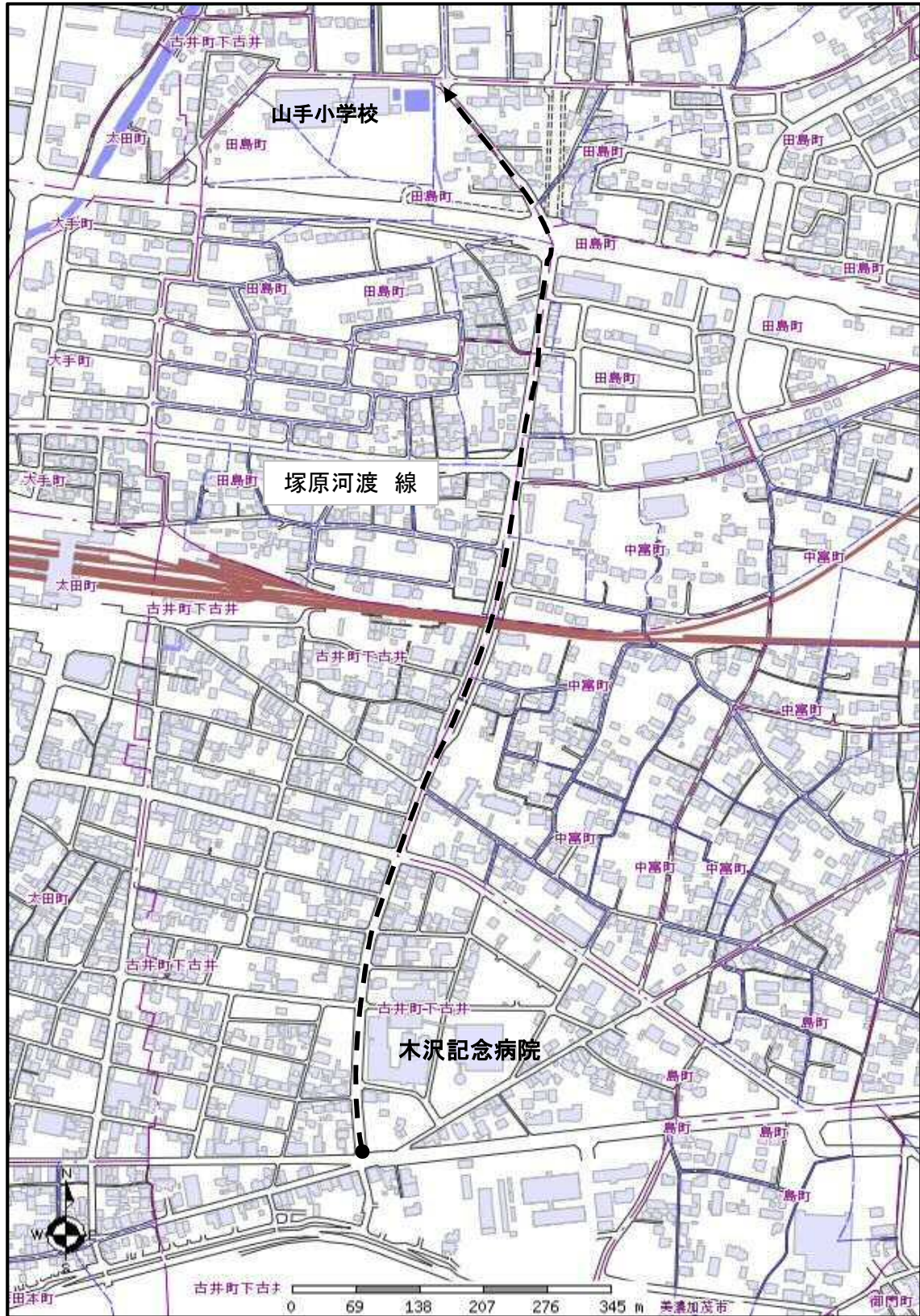
美濃加茂市長 藤井 浩人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	塚原河渡線	美濃加茂市古井町下古井 2 5 2 番地先		
		美濃加茂市田島町 2 丁目字河渡 3 2 7 5 番 1 地先		
2	田島 6 7 4 号線	美濃加茂市田島町 2 丁目字河渡 3 2 7 6 番 1 地先		
		美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3 2 1 0 番 2 地先		
3	田島 1 5 0 号線	美濃加茂市田島町 3 丁目字平手 2 1 2 0 番 1 1 地先		
		美濃加茂市田島町 3 丁目字平手 2 0 4 3 番 1 4 地先		
4	諸田 6 2 号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八 4 6 8 番 1 地先		
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字山崎 3 2 8 番 2 地先		

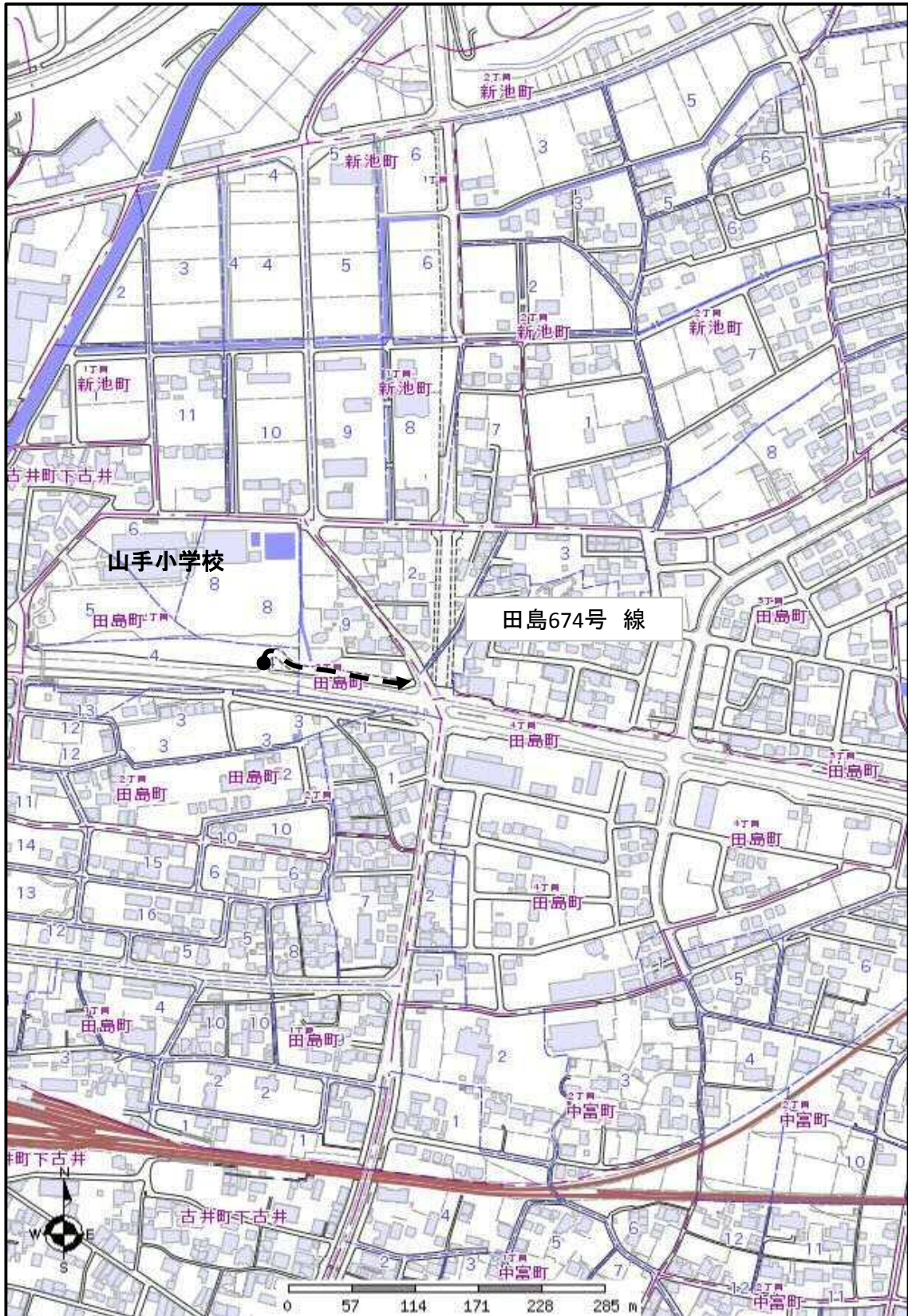
廃止路線

①: 塚原河渡 線



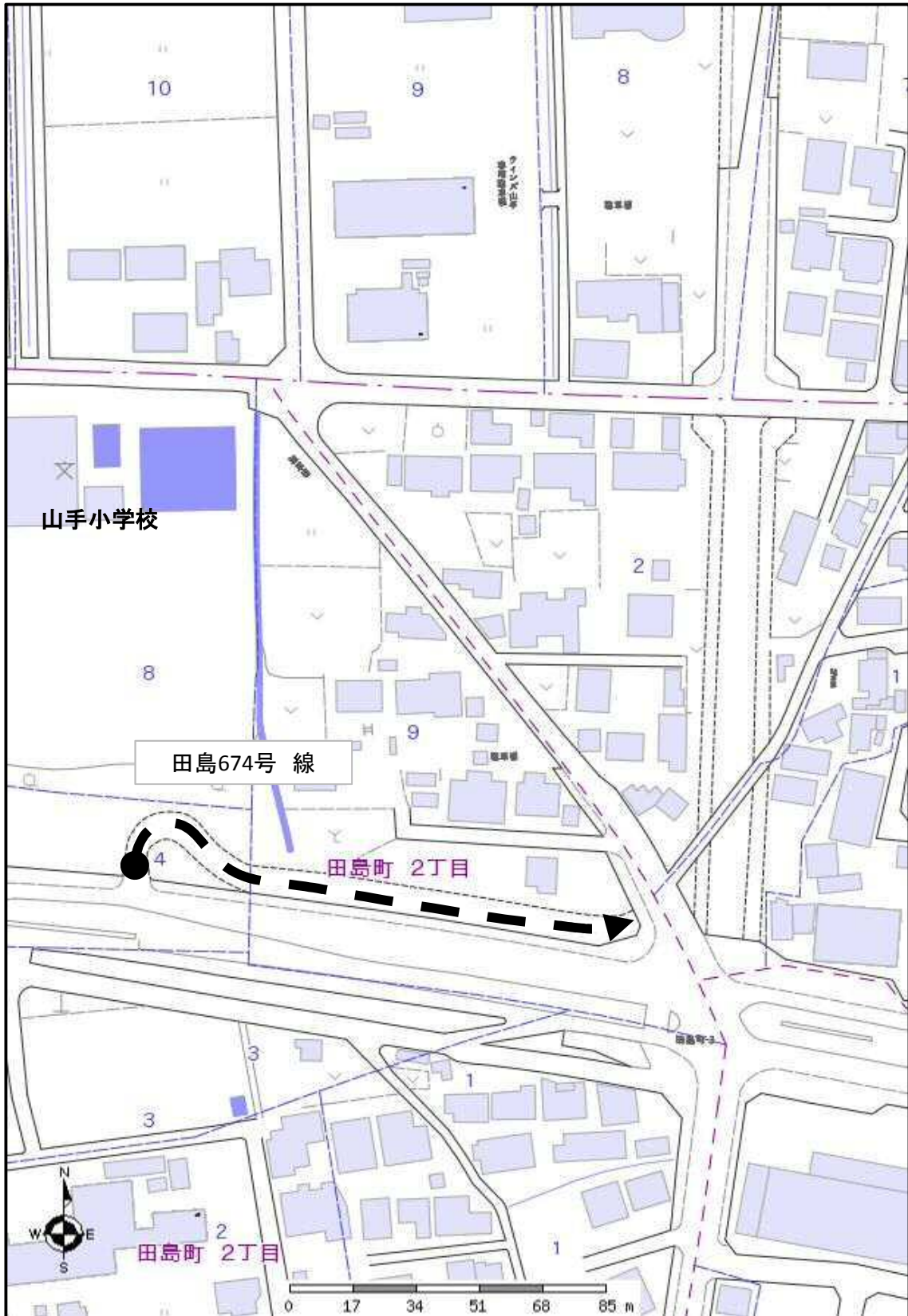
廃止路線

②:田島674号 線



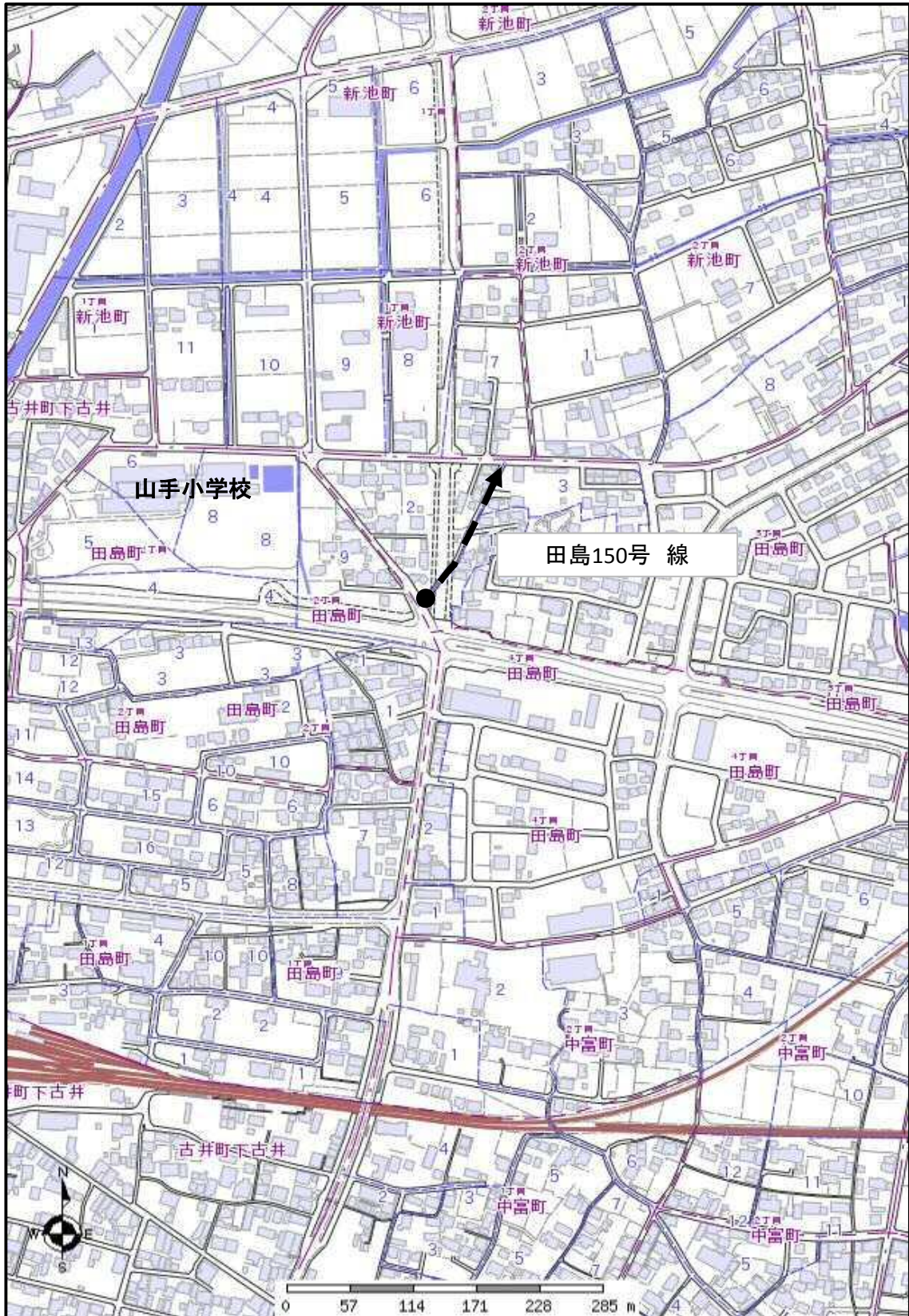
廃止路線

②: 田島674号 線



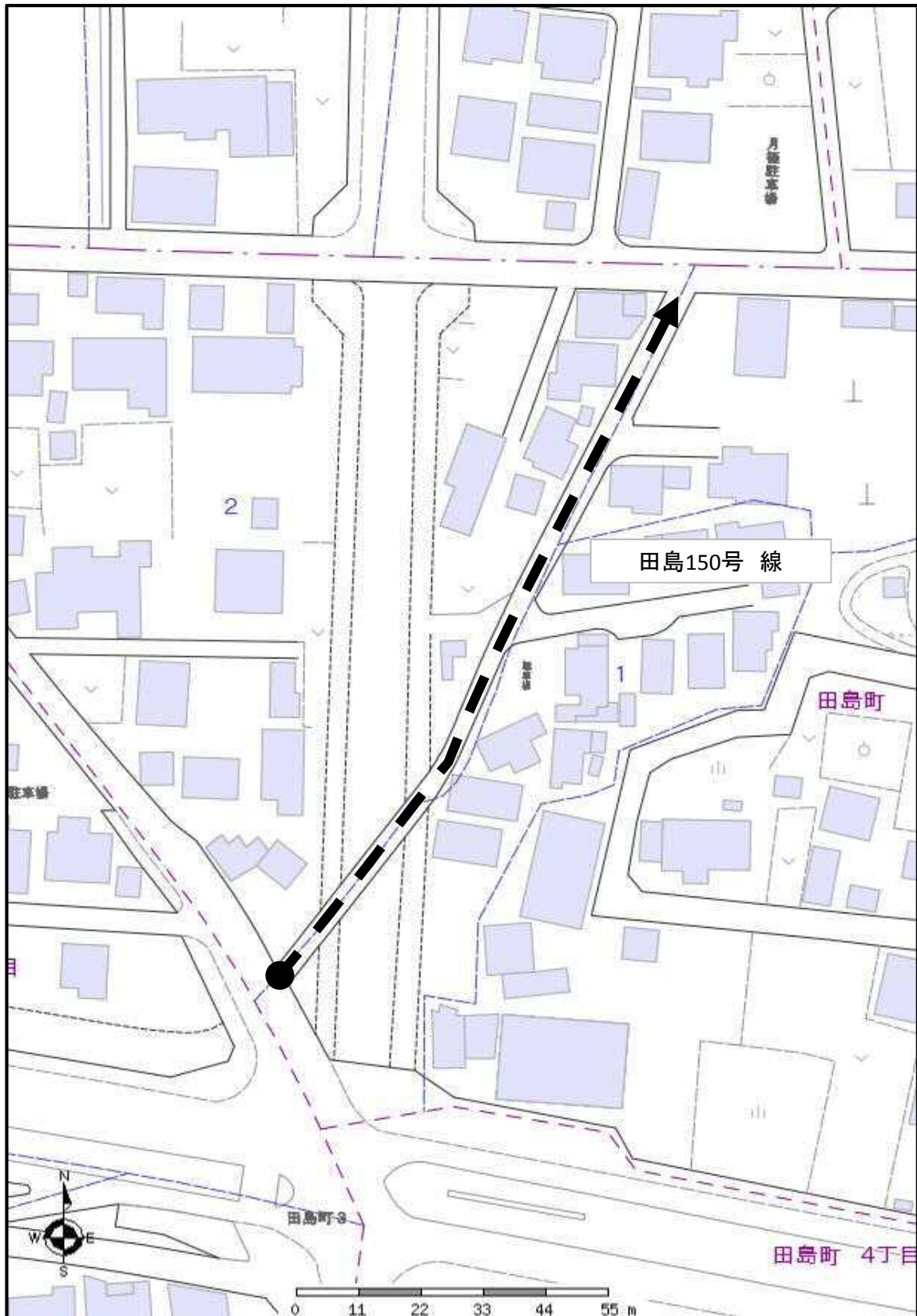
廃止路線

③:田島150号 線



廃止路線

③:田島150号 線



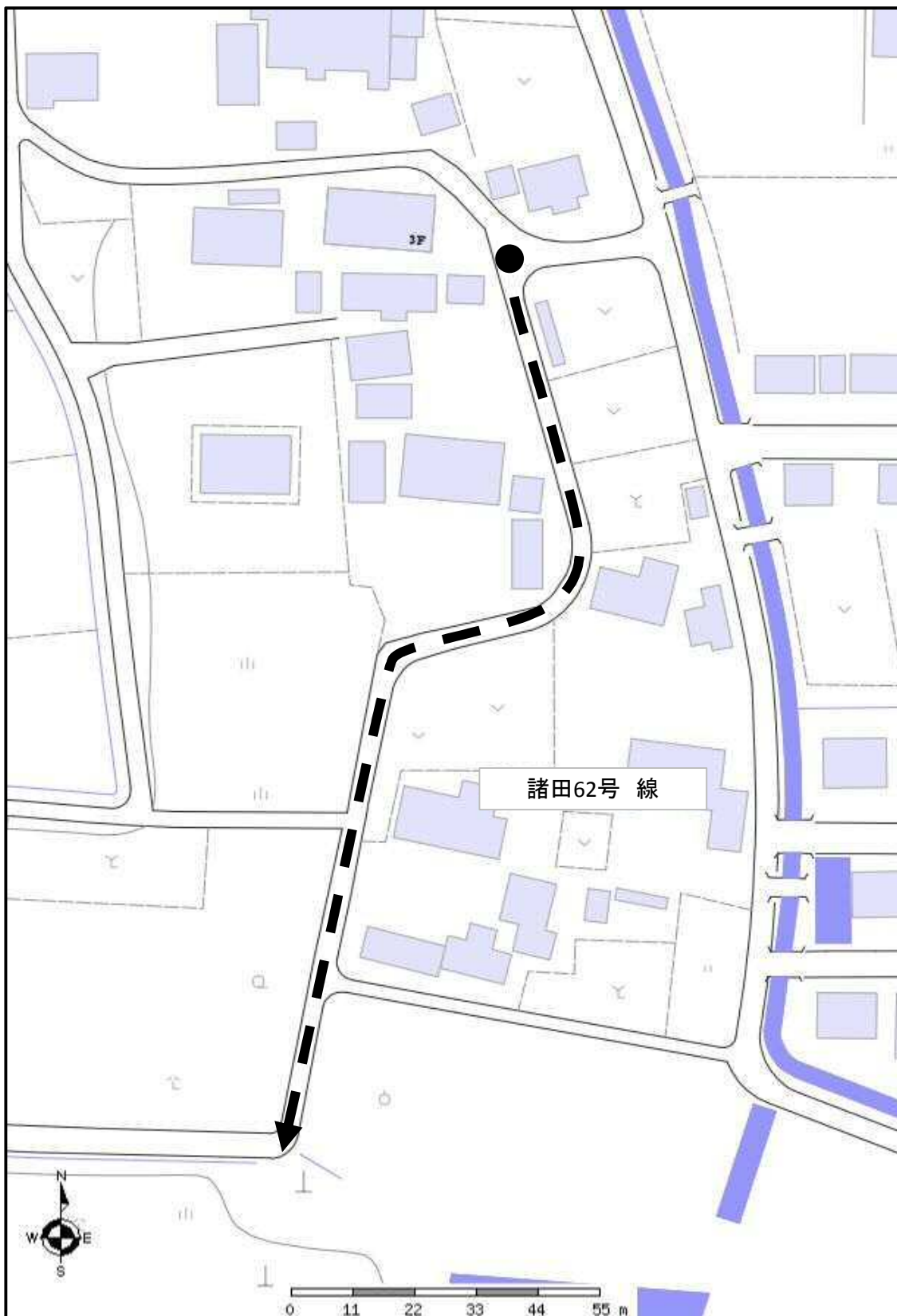
廃止路線

④: 諸田62号 線



廃止路線

④: 諸田62号 線



議第 2 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

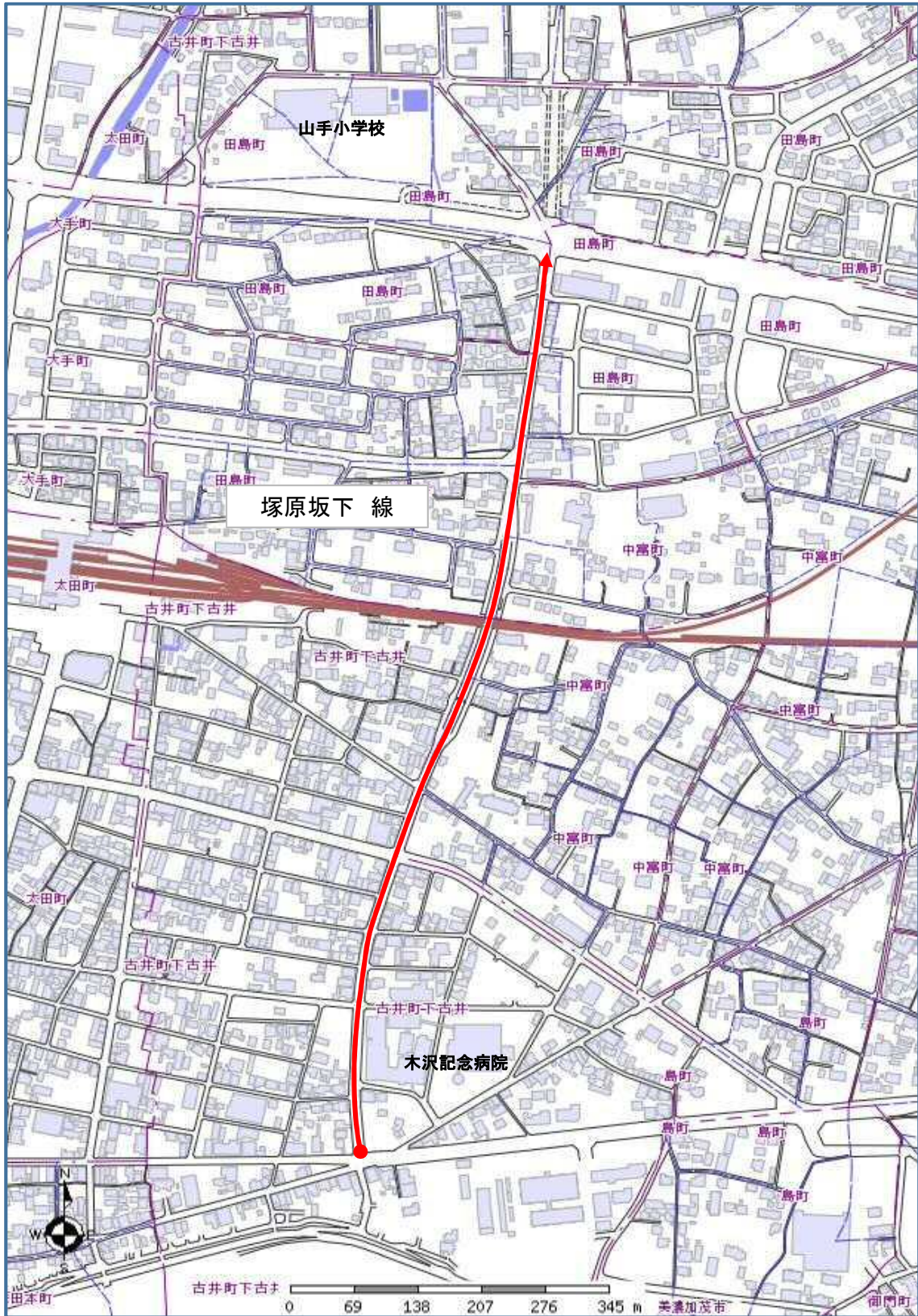
美濃加茂市長 藤 井 浩 人

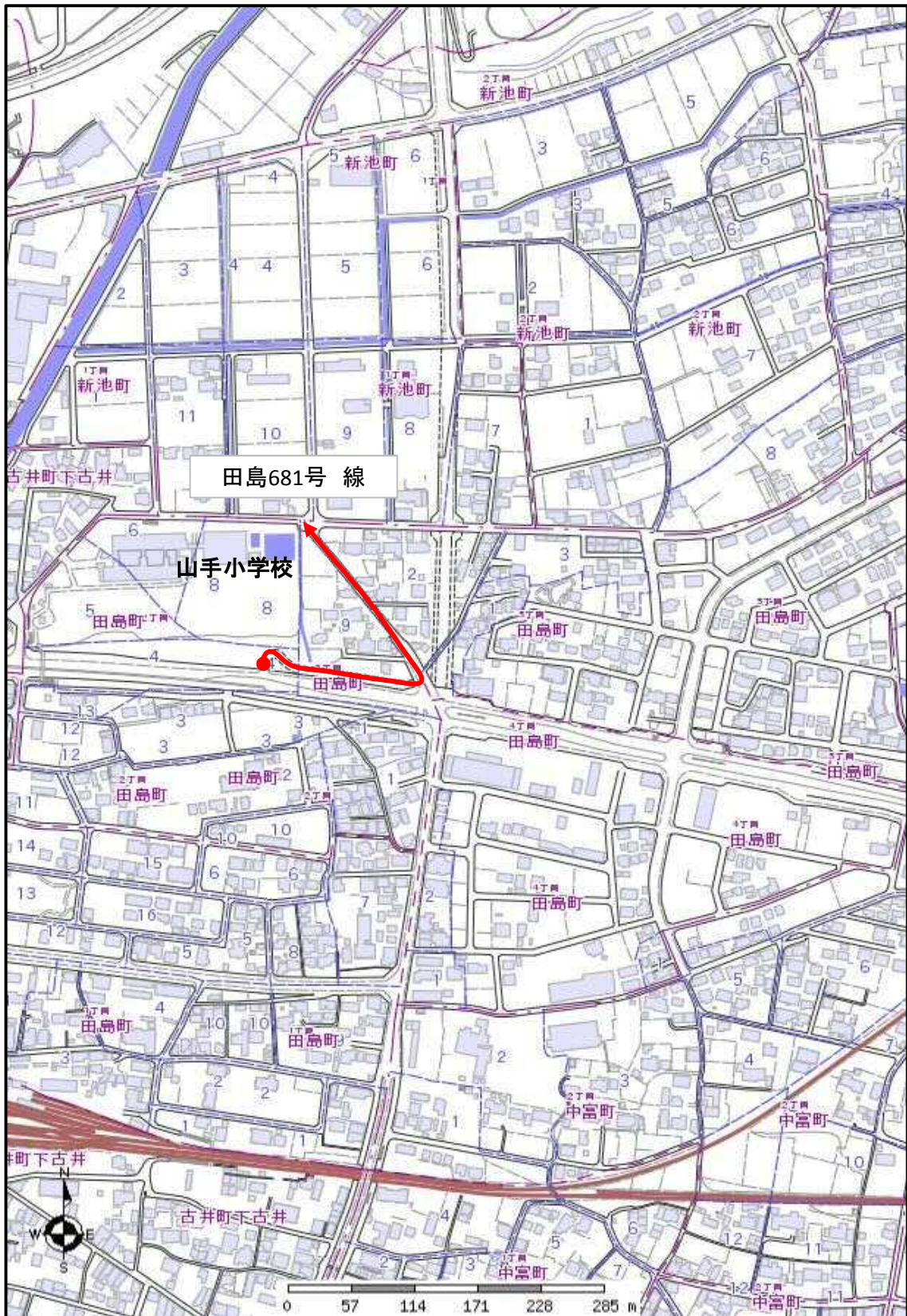
記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	塚原坂下線	美濃加茂市古井町下古井 2 5 2 番地先	
		美濃加茂市田島町 2 丁目字坂下 3 2 0 7 番 2 地先	
2	田島 6 8 1 号線	美濃加茂市田島町 2 丁目字河渡 3 2 7 6 番 1 地先	
		美濃加茂市田島町 2 丁目字河渡 3 2 7 5 番 1 地先	
3	田島 6 8 2 号線	美濃加茂市田島町 3 丁目字平手 2 0 4 4 番 1 地先	
		美濃加茂市田島町 3 丁目字平手 2 0 8 9 番 1 地先	
4	諸田 5 6 2 号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八 4 6 8 番 1 地先	
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字奥村 4 5 7 番 1 地先	

新規認定路線

①:塚原坂下線





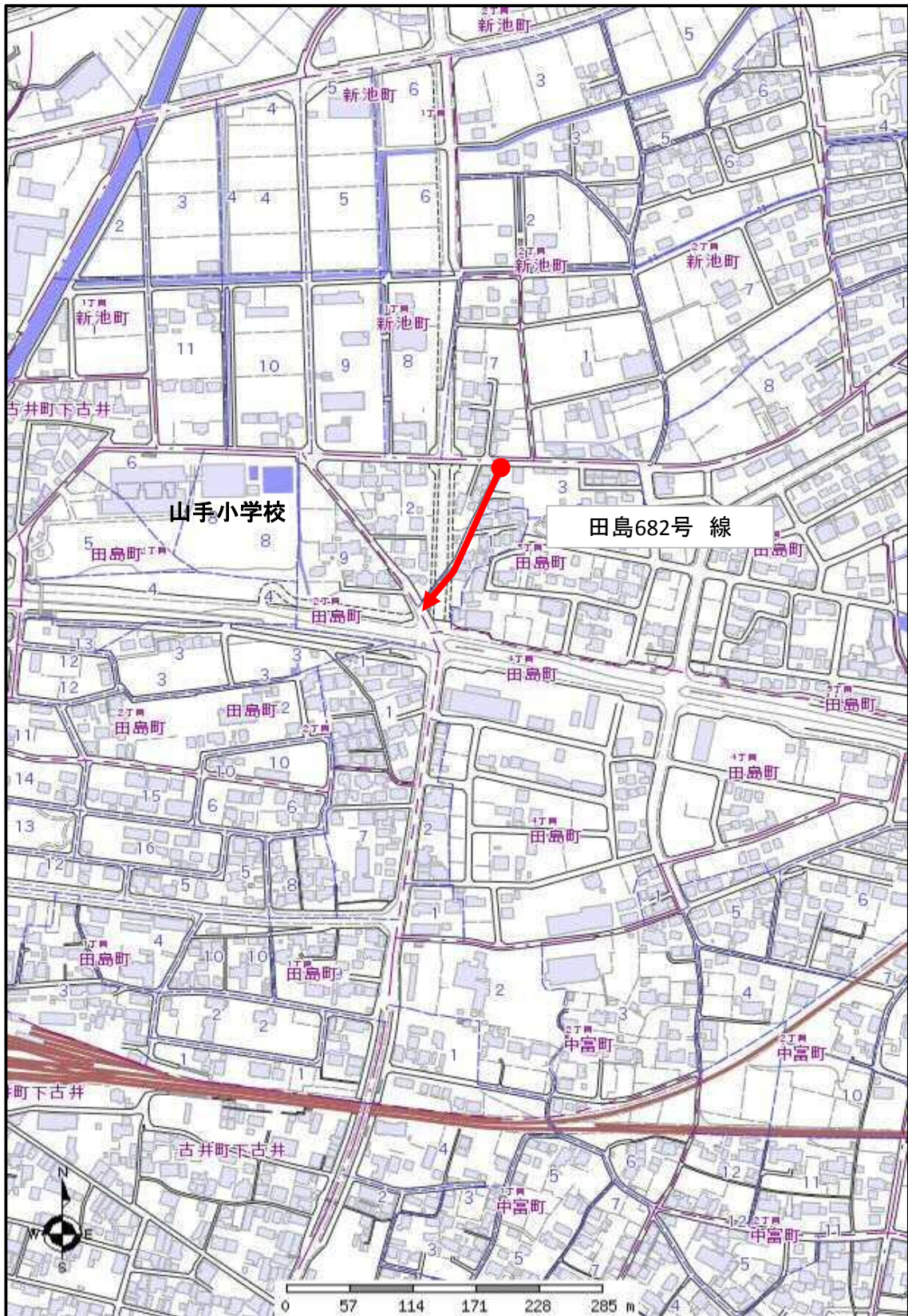
新規認定路線

②:田島681号 線



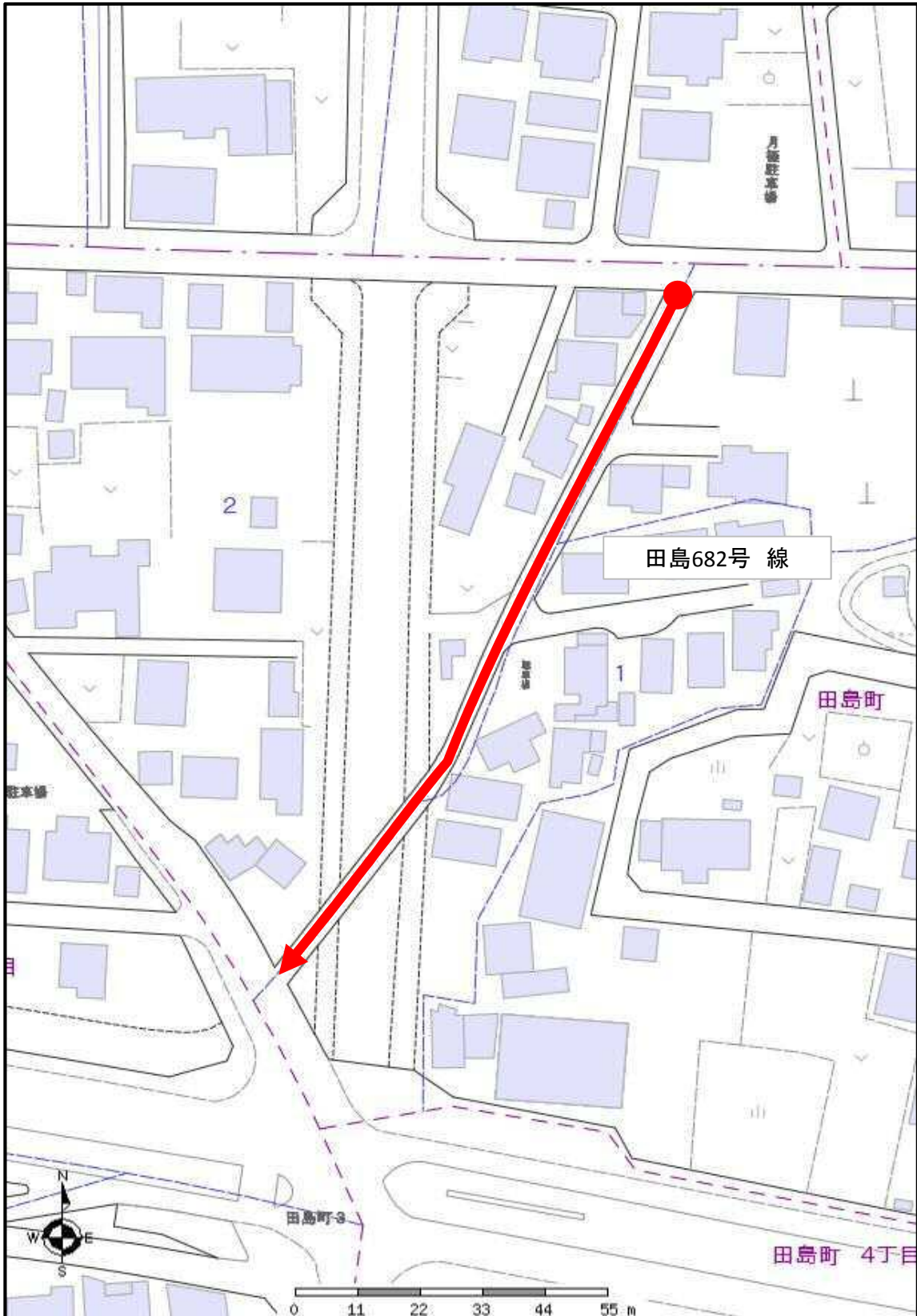
新規認定路線

③:田島682号 線



新規認定路線

③:田島682号 線



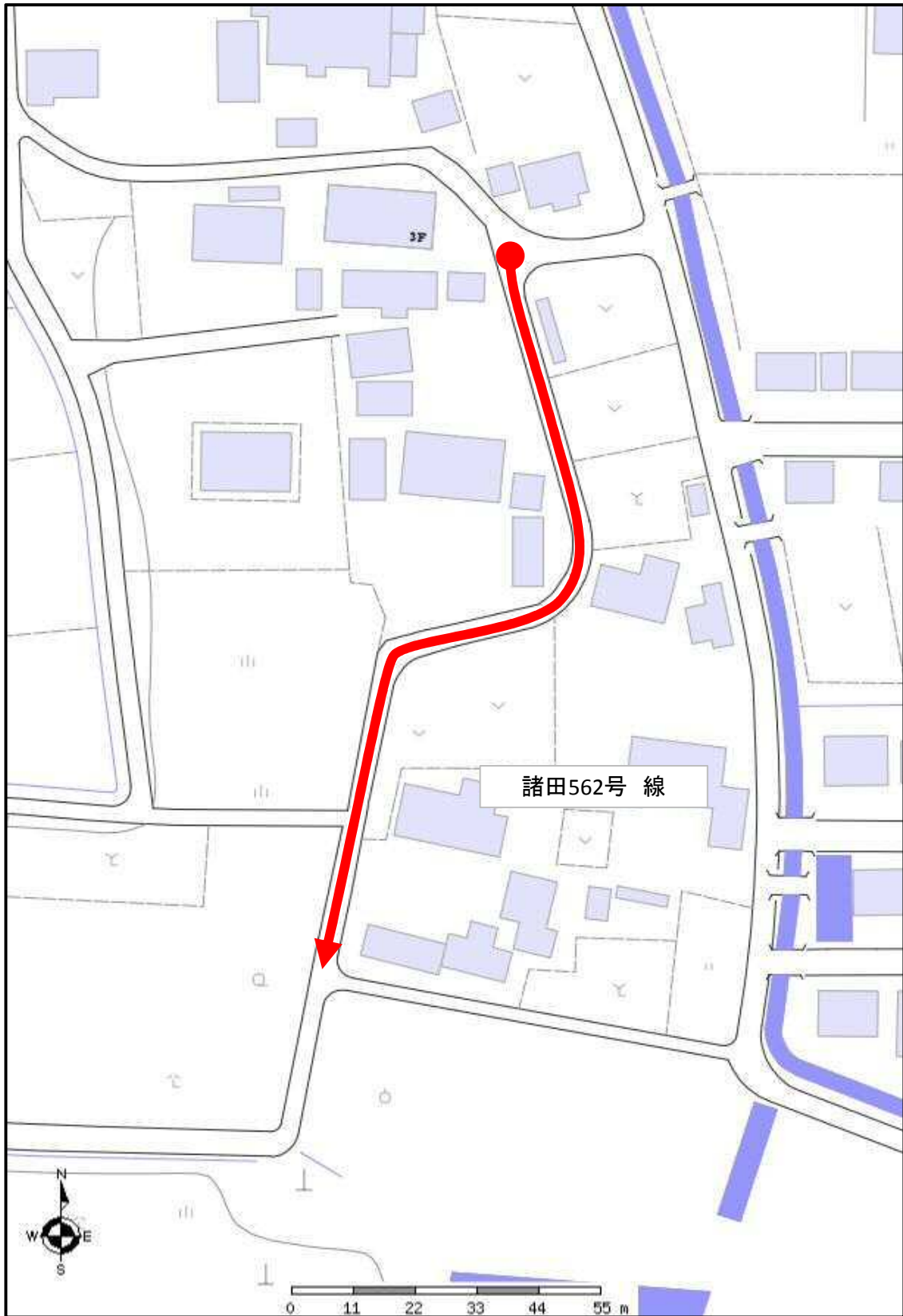
新規認定路線

④: 諸田562号 線



新規認定路線

④: 諸田562号 線



議第 25 号

可茂広域行政事務組合の解散に関する協議について

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、可茂広域行政事務組合同規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

議第 26 号

可茂広域行政事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う財産処分について下記のとおり定めることに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、可茂広域行政事務組合同規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

可茂広域行政事務組合の財産及びその処分の方法は、次のとおりとする。

名 称	金 額	処分の方法
可茂ふるさと基金	48,080,000 円	基金の全額を岐阜県知事に返還する。
財政調整基金	3,979,057 円	平成 28 年度の可茂広域行政事務組合総務費分担金の算出方法により算出した額を関係市町村に帰属する。 美濃加茂市 760,670 円 可児市 1,229,278 円 坂祝町 217,642 円 富加町 197,621 円 川辺町 260,158 円 七宗町 199,130 円 八百津町 300,105 円 白川町 289,608 円 東白川村 175,269 円 御嵩町 349,576 円

議第 27 号

可茂広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

平成 29 年 3 月 31 日限り可茂広域行政事務組合を解散することに伴う事務の承継について下記のとおり定めることに関し、可茂広域行政事務組合同規約（平成 7 年岐阜県指令可総第 17 号）第 2 条に規定する関係市町村及び関係一部事務組合と協議することについて、同規約第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村及び御嵩町（以下「関係市町村」という。）並びに可茂衛生施設利用組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児市・御嵩町中学校組合、美濃加茂市富加町中学校組合（以下「関係一部事務組合」という。）は、可茂広域行政事務組合（以下「組合」という。）の解散に伴い、その事務について、次のとおり承継する。

1 公用文書に関する事項

組合が保有する公平委員会の事務に関する文書は、組合が解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継し、それ以外の文書は美濃加茂市が承継する。

2 歳計現金に関する事項

組合の歳計現金は、平成 28 年度可茂広域行政事務組合総務費分担金を算出する際に用いる割合に基づき関係市町村が承継する。

3 公平委員会に関する事項

組合で共同処理している公平委員会の事務は、組合が解散後に設置される可茂広域公平委員会が承継する。

4 組合の決算の承継に関する事項

解散した組合の決算は、美濃加茂市において調製するものとし、組合の決算の審査及び認定は、関係市町村及び関係一部事務組合においてそれぞれ行うものとする。

5 その他の事務の承継に関する事項

(1) 平成 29 年 3 月 31 日に組合が保有する現金及び債務その他組合に帰属する事務（前 4 項を除く。）の全ては、美濃加茂市が承継する。

- (2) 美濃加茂市は、前号により承継した債務の履行（以下「清算」という。）を行うものとする。
- (3) 美濃加茂市は、清算に係る収支報告書を調製しなければならない。
- (4) 美濃加茂市は、清算に係る収支を含んだ額による決算の認定を受けたときは当該認定された議会の議決を証する書面及び前号の収支報告書を関係市町村及び関係一部事務組合に送付しなければならない。

議第 28 号

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定により、電子情報処理による戸籍事務の委託に関し、各務原市、山県市及び下呂市と次の規約により協議することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 28 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 山口市、下呂市及び美濃加茂市(以下「委託市」という。)は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を各務原市(以下「受託市」という。)に委託する。

- (1) 戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子情報処理装置(以下「処理装置」という。)の保守、運用及び更新に関する事務
- (2) 処理装置に係る周辺機器の保守、運用及び更新に関する事務
- (3) 処理装置に係る電子情報処理組織の保守、運用及び更新に関する事務
(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、受託市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託市の負担とし、受託市に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、受託市の長と委託市の長との協議により定めるものとする。この場合において、受託市の長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を委託市の長に送付しなければならない。

3 第1項の経費の負担については、受託市と委託市との間でその基本的な算出方法を定めるものとする。

(予算の執行)

第4条 受託市の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、受託市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

2 各年度において委託事務の管理及び執行に要した経費のうち、委託市が負担すべきものについて、委託市が受託市に支払った額に過不足があるときは、翌年度に委託市が負担すべき額において、これを調整するものとする。

(管理及び執行状況の通知)

第5条 受託市の長は、毎年度決算が確定したときは、速やかに委託事務の管理及び執行の状況を委託市の長に通知するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 受託市の長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託市の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 受託市の長は、委託事務について連絡調整を図るため、委託市の長と年1回連絡会議を開くものとする。ただし、受託市の長が必要と認める場合又は委託

市の長の申出がある場合は、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定・改廃の場合の措置)

第8条 受託市の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を新たに制定し、又は改廃した場合は、直ちにこれを委託市の長に通知するものとする。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、受託市の長と委託市の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成25年2月12日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託市の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかにこれを精算するものとする。

附 則

この規約は、平成30年2月13日から施行する。

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成29年2月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 西 田 正 幸
生年月日

